

国土入企第4号
平成30年5月17日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」の周知について

公共工事の施工にあたっては、技術者・技能労働者の確保や資機材の調達に加え、交通誘導員の確保も重要であり、これについては、「交通誘導員の円滑な確保について」（平成29年6月8日付け国土入企第3号）において、地域の実状に応じて警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携して対応するようお願いしていたところです。

今般、交通誘導警備を含む警備業に関して、警察庁生活安全局生活安全企画課長より、別添のとおり、本年3月に一般社団法人全国警備業協会が策定した「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」について周知依頼がありましたので、貴団体におかれましては、傘下の会員企業等に対して周知をお願いします。

警察庁丁生企発第320号
平成30年5月16日

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通支援課長
殿
国土交通省土地・建設産業局建設業課長

警察庁生活安全局生活安全企画課長

一般社団法人全国警備業協会における自主行動計画に係る取組について（要請）

貴職におかれましては、平素から、警察行政の各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年12月に官邸に設置された、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」等において、経済の好循環の実現に向け、中小企業・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る観点から、下請等の取引条件の改善に必要な検討が行われ、その一方策として、業界団体における自主行動計画の策定が求められていたところです。これを受け、本年3月、一般社団法人全国警備業協会が、「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を策定し、同協会の加盟各社は同行動計画に基づく取組を推進することとされました。

この計画の中で、警備業界においては、警備会社間の元請下請関係はもとより、警備業者以外の発注者との取引についても、不適正なものがあれば、これを改善するため、同協会に不適正な取引に関する通報窓口を設置し、同協会から関係業界団体へ取引条件改善に関する申し入れを行うほか、当庁におきましても、関係省庁へ警備業の取引条件改善に向けた協力を要請することとされました。

つきましては、こうした取組について貴省所管の関係業界団体に周知していただくとともに、取引の適正化に向けた御協力をお願い申し上げます。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課警備業係